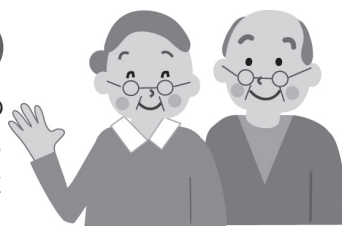


HP 在宅高齢者向けの福祉サービス

在宅で生活をされている介護や援助を必要とする高齢者（おおむね65歳以上）世帯の方等が、安心して暮らすために利用できる「福祉サービス」の種類と主な内容をお知らせします。利用の前に地域包括支援センターによる訪問調査が必要なサービスもあります。利用条件など詳しいことは、市の担当窓口にご相談ください。



介護保険制度の認定の有無に関係なく、支援の必要な方が受けられるサービス

①生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送るために、一時的で軽易な生活援助を行います。

②食の自立支援（配食）サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、食事（昼食・夕食）の定期的な提供と安否確認を行います。（訪問介護等の利用検討・調整も事業に含みます）

③外出支援サービス

車いすの利用などで、交通機関の利用が困難な東部地区に居住する方を対象に、リフト付車両による移送を行います。（介護タクシーや福祉タクシーの利用が優先されます）

④除排雪サービス

生活通路を確保するために、除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

⑤寝具乾燥サービス

衛生管理のための寝具乾燥等を行います。

⑥緊急通報システム設置サービス

身体虚弱または突発的に生命に危険な症状が発生する持病がある方を対象に、火災・急病・事故等の緊急時に、消防本部へ通報できる装置を設置します。

85歳以上の一人暮らしで日常生活に不安のある方は、身体要件を満たさなくても対象となります。

⑦いきいき住まいリフォーム助成

重度の身体障がい者・身体機能の低下した方のいる世帯を対象に、安全に生活できるよう自宅を改修（バリアフリー化）する費用の一部を助成します。

⑧安心ボトル配付サービス

一人暮らし・一人暮らしに準じる世帯の方を対象に、自宅で急に具合が悪くなったとき等の救急活動に活用できる「安心ボトル」を配付します。

介護保険制度で「非該当」の方が受けられるサービス

⑨生活管理指導員派遣サービス

自立した生活が困難な方を対象に、日常生活に必要な支援・指導を行います。（身体介護は利用できません）

⑩生きがい活動支援通所サービス

家に閉じこもりがちな方を対象に、デイサービスセンターでレクリエーションや日常動作訓練等を行います。

⑪生活管理指導短期宿泊サービス

体調を整えるため一定期間（原則7日以内）短期入所生活介護施設等で生活習慣などの指導を行います。

介護保険制度で認定された方が受けられるサービス

⑫ショートステイサービス

介護している方の疾病などにより、介護保険の支給限度額を超える短期入所が必要な場合、一定期間（原則7日以内）利用できます。

⑬家族介護用品給付サービス

「要介護4または5」と認定された方を在宅（介護保険施設以外の施設およびおむつ持ち込み可能な病院を含む）で介護する方を対象に、紙おむつ等を給付します。

⑭家族介護慰労サービス

過去1年間、「要介護4または5」と認定され、介護保険サービス（年間7日以内の短期入所系サービスを除く）を利用せず、かつ3か月以上入院していない方を在宅で介護する方を対象に、慰労金（10万円）を支給します。

※②・④・⑤・⑦は、身体障がい者の方も対象となります。
※⑬・⑭は、介護する方・される方ともに市民税非課税世帯の方が対象となります。

お問合せ

市役所2階 高齢福祉課

☎21-3025（安心ボトルについては ☎21-3022）

亀田支所 亀田福祉課 ☎45-5482
戸井支所 市民福祉課 ☎82-2112
恵山支所 市民福祉課 ☎85-2335

樫法華支所 市民福祉課 ☎86-2111
南茅部支所 市民福祉課 ☎25-6045